

教育委員会

令和元年

北秋田市監査委員公告 第2号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

平成30年度定期監査について、北秋田市教育長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和元年7月12日

北秋田市監査委員 中川真一

北秋田市監査委員 山形聡伸

北秋田市監査委員 関口正則

## 定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況等
<p>(1) 調定の遅延について</p> <p>地方自治法第 231条の規定により歳入を収入するときは調定しなければならず、調定の時期については、市財務規則第28条に規定されているが、収入済額があるにもかかわらず調定が行われていない事例が多数確認された。これらの事例のうち特に件数の多かった項目は、公民館使用料や証明手数料等の「その性質上事前に調定し難い収入」に分類されるものであるが、これらの収入に行う事後調定の時期については、市財務規則第30条に規定されているところである。</p> <p>調定に関する事務は、収入事務のもっとも基本的な事務であり、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。</p> <p>(教委総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課)</p>	<p><b>【教委総務課】</b></p> <p>指摘された受託事業の調定については、適正な時期に遅滞なく調定を行います。</p> <p><b>【学校教育課】</b></p> <p>学校に設置している公衆電話使用料の納入の際に、遅滞なく調定を行います。</p> <p><b>【生涯学習課】</b></p> <p>使用料等について、納入の際に遅滞なく調定を行います。</p> <p><b>【スポーツ振興課】</b></p> <p>使用料等については、納入の際に遅滞なく調定を行います。</p>